

# 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(VII-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b>	保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること(施策目標VII-1-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1:利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	<b>担当 部局名</b>	子ども家庭局保育課	<b>作成責任者名</b>	子ども家庭局保育課長 林 俊宏
--------------------------	--	-------------------	-----------	---------------	-----------------

<b>施策の概要</b>	<p>○ 「子育て安心プラン」(平成29年6月公表)では、待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を令和2(2020)年度末までに確保することを目標としていたところ、令和2年4月1日時点の待機児童数は12,439人(対前年▲4,333人)と待機児童数調査開始以来最少の調査結果となるとともに、令和2年度末までに約31.2万人分の受け皿拡大が見込まれている。</p> <p>○ 一方で女性の就業率については更なる上昇が見込まれており、今後の目標(令和7年に82%)に対応していくためには、更なる保育の受け皿の整備が必要である。このため、「新子育て安心プラン」(令和2年12月21日公表)では、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。</p> <p>○ 待機児童の解消に向けて、保育の受け皿整備とともに、保育人材の確保を一体的に進めている。具体的には、保育の現場・職業の魅力向上検討会の議論も踏まえ、①処遇改善、②新規の資格取得の促進、③就業継続、④離職者の再就職に加え、保育の現場と職業の魅力向上の促進といった観点から総合的に支援している。</p> <p>○ また、延長保育や病児・病後児保育など、子育て家庭における様々なニーズに対応した多様な保育の充実を図っている。</p>
--------------	--

<b>施策実現のための背景・課題</b>	<p>1</p> <p>○ 全国の市区町村のうち約8割の市区町村は待機児童を解消しており、待機児童のいる市区町村の6割超が都市部となっている。また、人口増加率が高いほど、待機児童のいる自治体が多いことから、人口が増加している自治体には、引き続き、保育の受け皿整備を進める必要がある。一方で、人口が減少しているが待機児童数が増加している自治体もあり、地域ごとに状況が異なっていることから、今後は地域の特性に応じた支援がより一層重要となっている。</p> <p>○ また、女性就業率(25歳から44歳)は年々上昇しており、今後も保育所等の利用申し込みの増加が見込まれることから、全体として更なる保育の受け皿の整備と、それを支える保育人材の確保が課題となっている。</p> <p>2</p> <p>働き方が多様化する中で、延長保育や病児保育といった多様な保育ニーズが高まっており、通常行われている保育では対応しきれない保育需要への対応が課題となっている。</p>
----------------------	--

<b>各課題に対応した達成目標</b>	<b>達成目標/課題との対応関係</b>		<b>達成目標の設定理由</b>
	目標1 (課題1)	女性就業率の上昇や働き方の多様化などに対応できる保育の受け皿確保	女性就業率の上昇等に伴い、保育の利用申し込み率が伸びることが見込まれ、増加する保育の申込に対応できる保育の受け皿が必要となるため。
	目標2 (課題2)	多様な就労形態に応じた保育サービスの推進	保護者の多様な就労形態・就労時間に対応するため、多様な保育を推進する必要があるため。

**達成目標1について**

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値					
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 保育の受け皿の整備量(令和2年度比(令和2年度までは平成29年度比))(アウトカム)	0	令和2年度末(令和2年度までは平成29年度) 約14万人(令和2年度までは約32万人)	-	-	-	32万人(累計)	-	「子育て安心プラン」では、2020年度(令和2年度)末までに32万人分の保育の受け皿を確保することとしていることから、平成29年度を基準として、2020年(令和2年)度末に32万人分の保育の受け皿が整備されていることを目標としていた。平成30～令和2年度末までの受け皿拡大見込み量は約32.1万人分であり、令和2年度末までに約324.7万人分の受け皿が確保される見込み。
2 保育補助者雇上強化事業を利用した市町村数(アウトプット) 【新経済・財政再生関連:社会保障分野44-ii】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI関連】	87市町村	平成29年度 300市町村	-	-	-	-	300市町村	保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げに必要な費用を支援する「保育補助者雇上強化事業」によって、保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止につながるため、同事業を利用した市町村数を測定指標として設定し、目標値は、新経済・財政再生計画改革工程表のKPIIにあわせて設定した。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIIは、施策の達成状況を示すものとなり、同KPIと同じ指標を測定目標として設定】
3 保育補助者雇上強化事業により雇い上げられた人数(アウトカム) 【新経済・財政再生関連:社会保障分野44-ii】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI関連】	883人	平成29年度 3,000人	-	-	-	-	3,000人	保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げに必要な費用を支援する「保育補助者雇上強化事業」によって、保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止につながるため、同事業により雇い上げられた人数を測定指標として設定し、目標値は、新経済・財政再生計画改革工程表のKPIIにあわせて設定した。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIIは、施策の達成状況を示すものとなり、同KPIと同じ指標を測定目標として設定】

達成手段1		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	保育所等整備交付金 (平成27年度)	115,254百 万円	101,034百 万円	49,653百 万円	1	市町村整備計画に基づく保育所等の整備に必要な経費の一部を交付する。	2021-厚労-20-0711
		104,589百 万円	93,808百 万円				
(2)	保育対策総合支援事業費 (平成27年度)	51,703百万 円	67,901百万 円	40,232百 万円	1,2,3	「子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保対策等の実施に必要な経費の一部を補助する。	2021-厚労-20-0712 2021-厚労-20-0713
		44,417百万 円	66,721百万 円				
(3)	仕事・子育て両立支援事業費補助金 (平成28年度)	202,006百 万円	227,408百 万円	194,410百 万円	1	事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する。(内閣府所管)	- (内閣府予算)
		193,803百 万円	227,128百 万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	
④ 延長保育等の保育サービス(受入可能児童数) (アウトカム)	81万人	平成25年 度	122.3万人	令和6年度	94万人	97万人	101万人	120.1万人	121.1万人	・ 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、令和2年度から令和6年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。  ・ なお、前回の第3次少子化社会対策大綱における数値目標は、利用児童数としていたが、今回の第4次少子化社会対策大綱における数値目標は、需要を増やすのではなく、需要に対応できる供給体制を整備することが重要であるという観点から、「利用児童数」から「受入可能児童数」に見直すこととした(年度ごとの目標値は、令和元年度までは前回の第3次少子化社会対策大綱の数値目標を、令和2年度以降は今回の第4次少子化大綱の目標値をベースに設定)。 また、年度毎の実績値については、利用児童数の数値を計上している。
5 病児保育事業(受入可能児童数) (アウトカム)	延べ50万 人	平成25年 度	延べ207.5 万人	令和6年度	延べ112万 人	延べ131万 人	延べ150万 人	延べ195.9 万人	延べ200.9 万人	・ 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、令和2年度から令和6年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。  ・ なお、前回の第3次少子化社会対策大綱における数値目標は、利用児童数としていたが、今回の第4次少子化社会対策大綱における数値目標は、需要を増やすのではなく、需要に対応できる供給体制を整備することが重要であるという観点から、「利用児童数」から「受入可能児童数」に見直すこととした(年度ごとの目標値は、令和元年度までは前回の第3次少子化社会対策大綱の数値目標を、令和2年度以降は今回の第4次少子化大綱の目標値をベースに設定)。 また、年度毎の実績値については、利用児童数の数値を計上している。

達成手段2		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(4)	子ども・子育て支援交付金 (平成27年度)	164,347百 万円	164,243百 万円	173,738百 万円	1,4,5	子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)に対し、市町村が支弁した費用について、国が予算の範囲内で交付金を交付し、事業の推進を図る。(内閣府所管)	- (内閣府予算)
		132,868百 万円	156,051百 万円				
(5)	子どものための教育・保育給付費補助金 (平成27年度)	6,829百万 円	6,933百万 円	6,933百万 円	1,4,5	「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。(内閣府所管)	- (内閣府予算)
		1,800百万 円	1,303百万 円				
(6)	子どものための教育・保育給付交付金 (平成27年度)	1,122,722 百万円	1,338,956 百万円	1,393,168 百万円	1,4,5	子ども・子育て支援法第68条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。)が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。(内閣府所管)	- (内閣府予算)
		1,122,374 百万円	1,318,121 百万円				

施策の予算額(執行額)(千円)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		政策評価実施時期
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額	
		1,660,599,335		1,906,553,719		1,919,335,110	
	1,599,875,016		1,863,109,546				

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
<p>施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>①「子ども・子育てビジョン」 ②「少子化社会対策大綱」 ③「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」 ④「ニッポン一億総活躍プラン」 ⑤「未来への投資を実現する経済対策」 ⑥「子育て安心プラン」 ⑦「新しい経済政策パッケージ」</p>	<p>①平成22年1月29日 ②平成27年3月20日 ③平成27年11月26日 ④平成28年6月2日 ⑤平成28年8月2日 ⑥平成29年6月2日 ⑦平成29年12月8日</p>	<p>①2. (5)誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように ②Ⅲ重点課題(1)子育て支援施策を一層充実させる ③2. 「希望出生率1.8」に直結する緊急対策 ④3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向 ⑤第2章Ⅰ(1)子育て・介護の環境整備 ⑦第2章2. 待機児童の解消</p>
	<p>⑧「少子化社会対策大綱～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～」</p>	<p>⑧令和2年5月29日</p>	<p>⑧ (保育の受け皿整備の一層の加速) ○「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿整備 ・就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい仮定を支えるため、「子育て安心プラン」に基づき2020年度末までに待機児童解消を図り、女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。 2021年度以降の保育の受け皿確保について、必要な者に適切な保育が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえて検討するとともに、各地方公共団体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。</p> <p>(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充) ○保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充 ・病児保育については、病気になった子供の保護者が希望に応じて就労できるようにするための非常に重要な事業であるが、感染症の流行時期などの季節変動や突然の利用キャンセル等により不安定な運営となっていることから、調査研究等を踏まえ、需給調整の在り方等の検討を進める。 ・延長保育、夜間保育など、子育て家庭における様々なニーズに対応した多様な保育等の充実を図る。</p>
	<p>⑨「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」</p>	<p>⑨令和2年7月17日</p>	<p>⑨ 第3章 1(3)②少子化対策・女性活躍 2021年度以降の保育等の受け皿確保について、必要な者に適切な保育等が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方自治体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。</p>
	<p>⑩「成長戦略フォローアップ」</p>	<p>⑩令和2年7月17日</p>	<p>⑩ 1(2)X)女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進 ・保育の受け皿整備について、2020年度末までに待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率80%に対応できるよう、32万人分の保育の受け皿を整備することとしており、引き続き支援を行う。2021年度以降の確保については、必要な者に適切な保育が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方公共団体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。</p>
	<p>⑪「新子育て安心プラン」</p>	<p>⑪令和2年12月21日</p>	<p>⑪ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。 &lt;ポイント&gt; ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。 ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。 ・地域の特性に応じた支援を実施。 ・仕事・職場の魅力向上を通じた保育士確保を推進。</p>
	<p>⑫第二百四回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>⑫令和3年1月18日</p>	<p>⑬長年の懸案である待機児童問題については、女性の就業率の上昇も見込んだ上で、四年かけて十四万人分の保育の受け皿を整備し、最終的な解消を図ってまいります。</p>